

電気事業連合会：電力レポート(2014年3月の2)

※「電力中央研究所電気新聞ゼミナール(2014年3月17日掲載)参考」

<http://criepi.denken.or.jp/jp/serc/denki/pdf/20140317.pdf>

2014.3.19

「洋上風力発電の課題—海は誰が管理しているのか？」

再生可能エネルギーの導入拡大が求められる中、導入ポテンシャルが大きいとされる洋上風力発電に対する期待が高まっている。

洋上風力の設備構造に関する規制については、浮体式風力に対する建築基準法上の規制を外し、船舶安全法に一本化する制度改正が2012年7月に行われた。しかし、洋上風力の立地では、海の管理を巡る法制度に不備があり、これが事業を検討する大きな障害の一つになっている。

そもそも、海は誰が管理するものなのか。港湾法や海岸法、自然環境保護法や自然公園法といった法律では、様々な目的から一定の海域や沿岸域を指定し、そこで的工作物の設置等を規制している。これらの法律では、港湾管理者等が管理主体と定められ、その権限や責任が規定されている。そのため、これらの地域では、管理主体が主導する形での洋上風力立地の利害調整が行いやすい。

国土交通省と環境省は、港湾区域での洋上風力の立地を促進する観点から、2012年6月に「港湾における風力発電について」と題するマニュアルを取りまとめた。このマニュアルでは、港湾管理者の主導の下、利害調整のための協議会を設置することや、事業者の選定を公募で行うこと、事業開始後も港湾管理者が継続的にモニタリングを行うことなどを規定している。漁業権との関係については農林水産省の参加を得た上で、漁業権の種類ごとに整理し調整方法の目安を示している。

また、海岸保全区域や一般公共海岸区域については、農林水産省と国土交通省が、2011年6月に「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」をまとめた。しかし、港湾法などの法律では日本の海の全てはカバーされていない。浮体式風力が設置される沖合だけでなく、陸地に近い海域にも法律による指定を受けていない区域(一般海域)が存在する。

一部の都道府県は、一般海域の管理に関する条例を定め、工作物の設置等に関する規制を行っているが、これらは必ずしも洋上風力の設置に対する規制を目的とするものではない。管理条例のない都道府県もある上に、そもそも一般海域に対する管理権は何に基づくのか、管理権の内容は何かについての争いがある。このため一般海域での洋上風力の立地では、港湾区域などのような明確な権限と責任を持った管理主体による利害調整を期待することが難しい。

現状の枠組みでは、条例に基づく知事の管理権限は、12カイリの領海の端まで及

ぶことになる。陸地から離れるほど、沿岸自治体による管理は馴染みにくくなり、自治体のレベルを超えた国の立場からの利害調整が求められる。しかし、国が洋上風力の立地についての調整を図ろうとしても、一般海域の管理に関する法律がない現状では、国による積極的な関与は難しい。

国として洋上風力の導入拡大を図ろうとするのであれば、銚子沖や福島沖で行われている各種の実証研究を通じた技術の検証や経済性の評価とともに、海の管理に関する制度の整備を進めることが利害調整の促進を通じた事業実施の障害除去のために不可欠と考える。